

# 民間委託等の推進に関する基本指針

## 1 基本指針の目的

この指針は、全庁的に事務事業の民間委託等を積極的に推進するための基本的な方向を示すものである。

## 2 基本的方向と具体的な取組の方向

### 基本的方向

「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本として、行政責任の確保等に留意しながら、市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図るとともに、地域経済の活性化の観点からも、民間委託等を積極的かつ計画的に推進する。

### 具体的な取組の方向

民間委託等は、民営化、市民との協働、P F Iのほか外部委託などの手法により、総合的・戦略的に推進する。

### 民営化、市民との協働などの推進

市と民間の役割分担の視点から見直しを行い、企業、市民活動団体等の民間活力の活用、協働の取り組みを柔軟に、積極的に推進するものとする。

### P F Iの推進

P F I（民間資金等の活用による公共施設等の整備等）を活用するための基本的な考え方を示す「(仮称) P F I 推進基本指針」に基づき、P F I事業の積極的な活用を図るものとする。

### 外部委託

ア 「委託事務の執行に関する要綱」に基づき、全庁的に積極的かつ適正に推進するものとする。

イ 公の施設の管理に当たっては、「指定管理者制度」の積極的な活用を図るものとする。

### 3 推進に当たっての留意事項

民間委託等の推進に当たっては、以下の事項について留意するものとする。

#### 民間企業等の状況把握

民間企業等の技術水準や業務遂行能力等、状況の把握・発掘に努める。

#### サービス水準の確保

仕様書等により確保すべきサービスの内容を具体的に明記するなど、サービス水準の確保，向上に努める。

#### 責任の明確化

市と委託先の責任の範囲を明確にし、契約の履行過程においても市の管理監督が十分に働くよう留意する。

#### 機密の保持

守秘義務が必要な事務事業については、契約において明確にし、守秘義務が担保されるよう努める。

#### 安全性の確保

効率性の追求などにより、安全性に対する配慮が薄くならないよう、常に委託先に対して、注意を喚起するよう努める。

#### 競争性・透明性・公平性の確保

委託等の相手方の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性をもった入札等の契約手続きに留意する。

#### 知識・技術の維持・継承

行政内部で蓄積してきた知識・技術等継承，更新に努め，民間の持つ専門的な技術力等を最大限活用するよう留意する。

### 4 取組の推進

#### 事務事業等の総チェック

新たな分野における委託等や既の実施している委託等の内容の拡充などを進めるため、全ての事務事業，施設の管理について、総チェックを実施する。

## 推進計画の策定

全ての事務事業，施設の管理についての総チェックを踏まえ，可能なものから民間委託等に取り組む「推進計画」を策定し，計画的な取組を行うものとする。

## 課題の調査・研究

民間委託等の推進にあわせて，サービス水準の確保，行政責任の明確化，安全性の確保など，民間委託等に関連するさまざまな課題について総合的に調査・研究を行い，適切な民間委託等の推進を図るものとする。

## 推進体制の整備

### 総合的な推進体制

民間委託等の取組の総合的な推進は，市政改革・創造推進本部が行うものとする。

### 専門チーム

事務事業等の総チェックや実施に当たっての課題の調査・研究など，民間委託等を推進する具体的な検討を行うため，市政改革・創造推進本部の下に，全庁的，横断的な職員による民間委託等専門チームを設置するものとする。

### 各局部における推進組織

各局部において民間委託等の取組を主体的に推進するため，各局部に推進組織の設置を行うものとする。推進組織の詳細については，各局部で検討し設置する。

### 外部委員会

市民の視点から民間委託等についての取組を推進するため，公募委員を含む外部委員会を設置するものとする。

## 5 その他

この指針の運用にあたって必要な事項は，別に定めるものとする。

## 附 則

この指針は，平成16年4月9日から施行する。